宮城教育大学附属小学校 いじめ防止基本方針

平成２６年　３月２５日制　　定
令和　８年１０月１５日最終改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、児童の尊厳を保持するため、宮城教育大学、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１１条第１項の規定に基づき、 いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定する。

Ⅰ　いじめの防止等の基本

１　いじめの定義

> 第２条　この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ○　仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ○　金品をたかられる。
- ○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

２　基本理念・学校の責務

（基本理念）

◇　児童一人一人が安全・安心に楽しく学校生活を送ることができる「いじめを絶対に許さない学校づくり」の実現に努めます。**【いじめを許さない学校づくり】**

◇　いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持ち、いじめを積極的に認知します。**【早期発見・早期対応】**

◇　いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わり、いじめを受けた児童の立場に立った、適切かつ迅速な組織対応に取り組むことを徹底します。**【適切かつ迅速な組織対応】**

（学校及び教職員の責務）

学校及び教職員は「いじめを絶対に許さない学校づくり」を推進する。児童、保護者、地域住民、関係者との連携を図りつつ、学校全体としていじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、児童の生命及び心身の安全・安心を最優先に位置付け、その保護者や関係者と連携し、いじめを受けた児童の立場に立った、適切かつ迅速な組織対応に取り組む。

３　いじめの防止等のための組織体制

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、宮城教育大学附属小学校いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。構成、運営等については、「宮城教育大学附属小学校いじめ問題対策委員会規程」（**別紙**）に定める。

４　いじめ未然防止に関する取組

(1)　学校全体でのいじめについての共通認識、共通理解

①　教職員間の「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

・　職員会議や校内研修等において、「学校いじめ防止基本方針」を基に、本校におけるいじめの防止等の具体について周知・確認し、共通理解を図る。

②　教職員校内研修の実施

・　全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。特に、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について周知・確認し、共通理解を図る。

・　いじめに係る教師用・学校用チェックシート（教師・学校用）**【資料１】**により、児童観察の観点や日常の取組の点検、いじめ発生時（疑いを含む）の対応を確認し、共通理解を図る。

・　教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年間計画に位置づけた校内研修（校内研修計画、附属小学校いじめ防止プログラム）を実施する。

③　校務の効率化

・　更なる校務のデジタル活用の工夫、校務分掌の適正化、組織体制の改善等を図り、教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにする。

④　「いじめは人間として絶対に許されない」という学校全体の雰囲気の醸成

・　全校集会や学級活動等で、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。その際、いじめ問題対策委員会の存在及び活動が児童に容易に認識されるような取組を行う。

・　児童と教職員とがいじめとは何かについて具体的な認識を共有するために、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等**【資料２】**、啓発を図る。

(2)　地域や家庭との連携

①　「学校いじめ防止基本方針」の説明

・　ＰＴＡ総会や学校説明会、学年・学級懇談会等の機会において、「学校いじめ防止基本方針」の説明を行い、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ

の問題の重要性の認識を広める。

② 連携に向けた働き掛け

・ 学校評議員やＰＴＡ本部役員等に「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組について意見をいただくことで、改善を図るとともにいじめの防止等の取組への参画を促す。

・ 学校だより、ＨＰ等を通じて、いじめの防止等の取組を紹介し、地域や家庭への連携・協力を働き掛ける。

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進

・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

② 他者とのコミュニケーション能力の育成

・ 授業や学校行事、係・当番活動等の日常の学校生活全般を通して、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) いじめが生まれる背景と指導上の注意

① 背景

・ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえる。

② 指導上の注意

・ 児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの児童にも分かりやすい授業づくりを進める。

・ 学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

・ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書等で発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。

・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む

① 学校の教育活動全体

・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々等にも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

② 集団の一員としての認め合い

・ 「特別の教科　道徳科」や学級活動の授業、学校行事、児童会活動、縦割り活動等を通して、集団の一員として互いを認め合う共感力を育み、自己有用感を実感させる。

③ 困難な状況を乗り越えるような体験の機会

・ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 発達段階の考慮

・ 発達段階に応じて社会性や自己有用感・自己肯定感等を身に付けさせるために、異学

校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。

(6)　児童が自らいじめについて学び、取り組む

①　児童の主体的な取組の推進

・　児童集会やいじめ防止ポスター掲示等、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

②　教職員の役割

・　児童がいじめ防止に主体的に取り組む際、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言、励ましを行い、児童を陰で支える役割に徹するよう心掛ける。

(7)　インターネットを通じて行われるいじめ防止対策

①　保護者に対して

・　保護者に対して、ネット被害と未然防止対策、保護者向けフィルタリング機能の普及促進のために、情報提供を行ったり講演会、研修会等を開催したりする。

②　児童に対して

・　児童が効果的に対処できるよう、情報モラルや情報リテラシーに関する授業を行ったり仙台市や宮城県のリーフレットを基に必要な啓発をしたりする。

(8)　「附属小学校いじめ防止プログラム」（いじめ対策年間指導計画）の作成**【資料３】**

①　計画的な未然防止

・　「附属小学校いじめ防止プログラム」を作成し、児童、保護者、教職員が年間を通して計画的にいじめの未然防止に取り組むことができるようにする。

５　いじめの早期発見に関する取組

(1)　実態把握、情報共有

①　普段の様子の観察

・　授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。

②　ノートや作文等を活用

・　ノートや作文等を活用して交友関係や悩み等を把握する。

③　保健日誌の活用

・　保健日誌を基に、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭とで、気になる児童を確認し、当該児童学級担任・学主主任と情報共有を行う。

④　「学校生活のアンケート（記名式）」の実施**【資料３】**

・　児童に対し「学校生活のアンケート（記名式）」（原則月１回第３週）を実施し、いじめの実態把握に取り組む。実施後の保管期間は５年とする。

ア　児童に対しGoogleフォームで「学校生活のアンケート（記名式)」を実施する。

⇩

イ　アンケート実施後、アンケート結果内容を基に聴き取り調査を行う（気になる回答があった児童に対して、アンケート実施後５日以内)。アンケート結果内容に応じて、担任または担任ではない他の教員が聴き取りを行う。担任ではない他の教員として、まずは学年の教員が行う。
※　年２回（７月と２月）は詳細アンケートを実施し、児童全員に対して面談を行う。

⇩

ウ　アンケート結果と聴き取り調査を基に、報告すべき内容を専用のスプレッドシート「いじめ防止・早期発見一覧」へ記入する（聴き取り後、１週間以内)。
※　「スプレッドシート「いじめ防止・早期発見」の活用について」参照

⇩

エ　「いじめ防止・早期発見一覧」を基に、いじめ問題対策委員会の事務局長である指導部長、並びに学年主任等が今後の指導に役立てるとともに管理職に報告する。いじめと思われる事案の場合は疑いの段階で、定期を待たずにいじめ問題対策委員会を開き、対応を協議する。

⑤　情報交換の場の設定や保護者用のいじめチェックシートの活用
- ＰＴＡ総会や学年・学級懇談会等の機会、保護者用のいじめ発見のためのチェックシートの活用**【資料４】**により、保護者からいじめに関する情報を得る。
- 保護者との定期面談として７月（全員）と２月（希望）に個人面談（保護者との二者面談）を設定する。必要に応じて、児童・保護者との三者面談や保護者との二者面談等の教育相談を行う。このようにして、交友関係や悩みを把握する。

(2)　体制整備

①　相談窓口の周知
- 相談窓口（附属学校室、教頭、主幹教諭、養護教諭、ＳＣ等）を周知し、児童及び保護者が抵抗なく相談できる雰囲気をつくり、積極的に悩みを受け止める。

②　定期的な情報共有の場の設定
- 学年会（週１回）や運営委員会・職員会議（月１回)、いじめ問題対策委員会事務局会（指導部会・月１回)、いじめ問題対策委員会（月１回）を定期的に開催し、気になる児童の情報共有を行う。このようにして、学校全体のいじめの状況の把握に努めるとともに、指導・支援の在り方等を検討することにより、いじめの防止等の対応について教職員一人で抱え込まず相談しやすい雰囲気づくりと組織対応体制を整える。

③　「いじめ発見のためのチェックシート」の活用**【資料１】【資料４】**
- 教職員と保護者にそれぞれの立場の「いじめ発見チェックシート」を配付、活用を促すことで、いじめの兆候を見逃さない意識を高め、いじめの早期発見につなげる。

④　いじめに係る教師用・学校用チェックシート（教師・学校用)**【資料１】**の活用
- いじめに係る教師用・学校用チェックシート（教師・学校用）を活用し、定期的に体制を点検することで、いじめの防止等の体制が適切に機能するようにする。

６　いじめに対する措置

(1)　いじめの発見・通報・相談（疑いを含む）を受けたときの対応

①　児童の安全確保

・　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との通報・相談・訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。

・　いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

②　組織での対応

・　いじめに係る情報（発見・通報・相談）を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ問題対策委員会事務局に報告し、いじめ問題対策委員会で直ちに情報を共有する。このとき他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

・　いじめ問題対策委員会を開催するとともに、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

③　学校の設置者（附属学校室）への報告

・　事実確認の結果は、校長・教頭が責任を持って学校の設置者（附属学校室）に報告する。

④　いじめを受けた児童・いじめを行った児童の保護者への連絡

・　いじめの発見・通報・相談、いじめの事実の有無に関する聴き取りについて、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の保護者に連絡する。

⑤　警察との連携

・　学校や学校の設置者（附属学校室）が、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。 なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2)　いじめを受けた児童又はその保護者への支援

①　いじめを受けた児童への対応

・　いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。まずは担任等が「教員は絶対的な味方であること」を伝え、いじめられた児童に寄り添い、親身になって傾聴する。いじめを受けた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。

・　児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

②　保護者への連絡

・　電話連絡や家庭訪問、来校依頼等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。いじめを受けた児童が不安を感じるとき等は、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

③　いじめを受けた児童が安心できる体制・環境づくり

・　いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い、支える体制をつくる。いじめを受けた児童

が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

・　いじめを受けた児童の心のケアが更に必要な場合は、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

④　支援の継続

・　いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

・　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

⑤　記録と管理

・　いじめに関する調査等の内容については、統一様式（フォーマット）**【資料５】**に記録する。指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり提供したりできる体制をとる。法的リスク管理の観点から 20 年保存する。

(3)　いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

①　いじめを行った児童への対応と再発防止

・　いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

②　保護者への連絡

・　事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③　いじめを行った児童への指導等

・　いじめがあったことが確認された場合、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ，生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめを受けた児童のつらさに気付かせる。

・　いじめを行った児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮して指導する。

・　当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返す等のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき，適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4)　いじめが起きた集団への働き掛け

①　「観衆」「傍観者」をつくらない指導

・　いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし

たてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

② 望ましい集団づくり

・ いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめを行った児童によるいじめを受けた児童に対する謝罪だけではなく，いじめを受けた児童の回復、いじめを行った児童が抱えるストレス等の問題の除去、いじめを受けた児童といじめを行った児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものであることに留意する。

・ 全ての児童が，集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) インターネット上のいじめへの対応

① インターネット上の不適切な書き込み等への対応

・ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 関係機関の取組の周知と情報モラル教育

・ 児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組についても周知する。

・ パスワード付きサイトやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめ等については､より大人の目に触れにくく､発見しにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット利用に係る危険性や予防について啓発する。

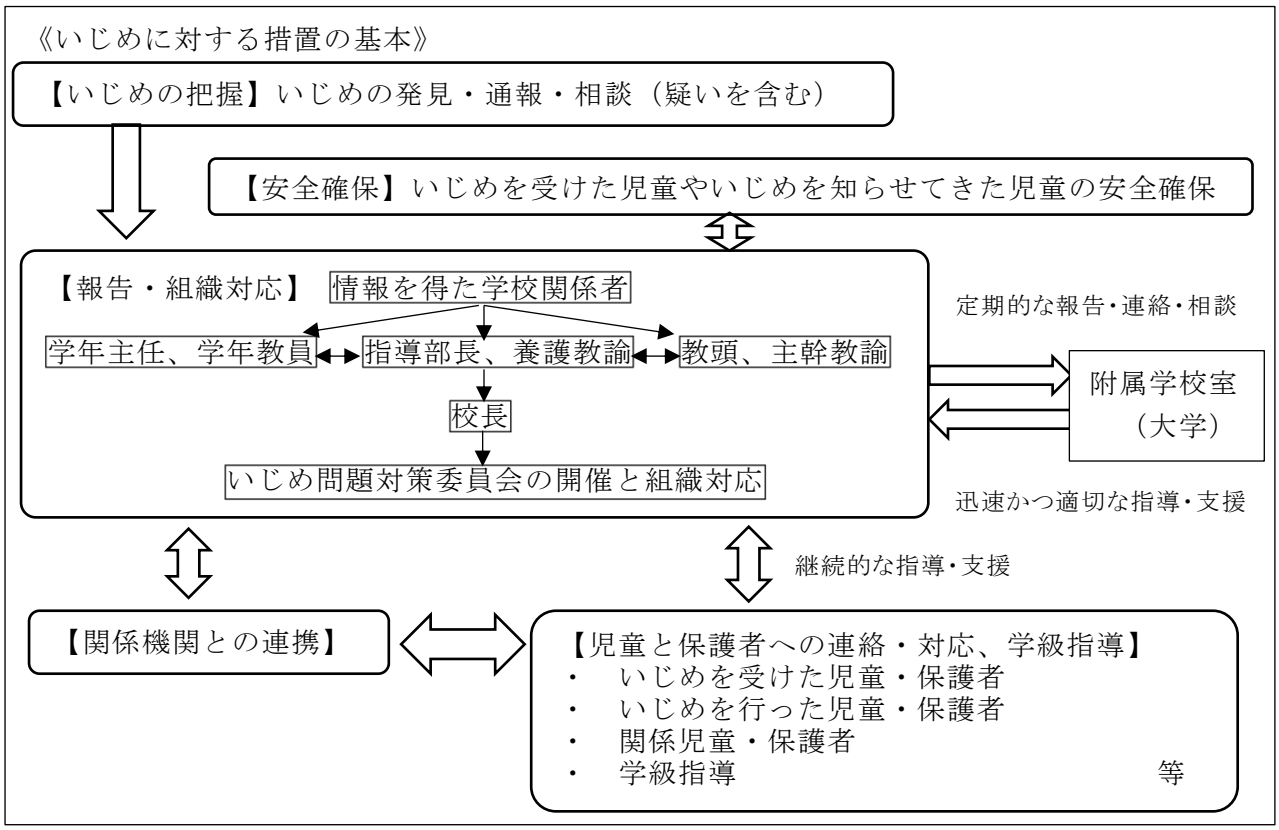

Ⅱ　重大事態への対処

対象児童：重大事態の定義に当たる児童 関係児童：いじめを行った疑いのある児童その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童 いじめを行った児童：関係児童のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童

１　重大事態の定義

(1)　いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第１号）

ア　生命被害（自死及び自死を企図した場合） イ　身体被害（身体に重大な傷害を負った場合） ウ　財産被害（金品等の重大な被害を被った場合） エ　精神障害（精神性の疾患を発症した場合）　　等

(2)　いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第２号）

(3)　児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき

◆「いじめ重大事態に係る申し立て様式**【資料７】**

・　その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

２　重大事態に対する平時からの備え

◆「チェックリスト①いじめ重大事態に対する平時からの備え」**【資料６】**

(1)　重大事態に係る理解と学校いじめ防止基本方針の効果的な運用

・　平時から、全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるようにする。

(2)　体制整備

・　いじめ問題対策委員会が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築しておく。

３　重大事態調査の目的

(1)　目的

・　重大事態調査は、対象児童の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童や関係児童に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行う。

(2)　不登校重大事態の場合

・　不登校重大事態が発生し、現在も対象児童が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含める。不登校の原因はいじめの被害も含めて複合的である場合も考えられることから、学校の設置者及び学校は、当該重大事態への対処として、い

じめの解消のみならず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）も踏まえ、学習支援（１人１人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や１人１台端末を活用したオンライン指導等）や学校生活における悩みの解消等、対象児童の個々の状況に応じて､学びの継続に向けた支援策の検討を行う。

４　重大事態の発生報告と組織の設置

◆「チェックリスト②重大事態発生時の対応」**【資料６】**

◆「いじめ重大事態に係る申し立て様式**【資料７】**

本校の「いじめ問題対策委員会」において重大事態が発生したと認めた際には、当該重大事態に対処及び再発防止策を講ずることを目的とし、発生報告と組織の設置を行い、調査を開始する。

(1)　発生報告

・　速やかに学校の設置者（附属学校室）に報告する。

(2)　組織の設置

・　調査主体及び組織の構成については設置者（大学法人）が判断する。

５　調査実施

(1)　事前説明

◆「チェックリスト③対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明」**【資料６】**

・　調査実施前には対象児童・保護者、関係児童・保護者に対して事前説明を行う。対象児童・保護者詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行うことも丁寧に説明する。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

①　重大事態の別・根拠
②　調査の目的
③　調査組織の構成に関する意向の確認
④　調査項目の確認
⑤　調査方法や調査対象者の確認
⑥　窓口になる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

①　調査の根拠、目的
②　調査組織の構成
③　調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
④　調査事項・調査対象
⑤　調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
⑥　調査結果の提供
⑦　調査終了後の対応

(2)　調査中の経過報告

・　調査経過についても対象児童・保護者、関係児童・保護者に報告する。

(3)　調査の主な流れ

◆「チェックリスト④重大事態の調査の進め方」**【資料６】**

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）
- 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- 学校いじめ防止基本方針
- 年間の指導計画
- 学校に設置される各委員会の議事録
- 過去のアンケート、面談記録

② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
- 教職員からの聴き取り
- 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- 学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、 保護者との相談も必要））

④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

⑥ 報告書の作成、取りまとめ

(4)　調査中の記録**【資料５】**

- 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行う等、学校における児童への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、いじめ問題対策委員会において会議を開催した際の記録や児童への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく。
- 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記する。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。そのため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておく。

６　調査報告書の作成

(1)　調査報告書の共通事項（調査報告書の保管期間は５年）

１　重大事態調査の位置付け
２　調査の目的、調査組織の構成
(1)　調査の目的
(2)　調査期間
(3)　調査組織の構成
３　当該事案の概要
(1)　基礎情報
(2)　当該事案の概要
４　調査の内容
(1)　調査方法
(2)　調査内容
５　当該事案の事実経過
(1)　対象児童の訴え
(2)　関係児童からの聴取内容
(3)　当該事案の事実経過
６　当該事案の事実経過から認定しうる事実
７　学校及び学校の設置者の対応
(1)　学校の対応について
(2)　学校の設置者の対応について
(3)　学校の設置者の対応に係る考察
８　当該事案への対処及び再発防止策の提言
(1)　当該事案への対処について
(2)　学校及び学校の設置者に対する提言
９　参考資料

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む)】

● 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

● 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

７　調査結果の説明・報告・公表

◆「チェックリスト⑤調査結果の説明・公表」**【資料６】**

(1)　対象児童・保護者、関係児童・保護者への説明

・　対象児童・保護者、関係児童・保護者に調査報告書提示又は提供、説明を行う。報告書に基づき、調査を通して明らかになった事実関係、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

(2)　文部科学大臣への報告

・　調査結果について学校の設置者（附属学校室）を通して文部科学大臣に報告する。

(3)　再調査が必要ないとされた場合

・　再調査が必要ないとされた場合は、調査を踏まえた対応の継続と調査報告書で提言された再発防止策を実施する。

(4)　再調査が必要とされた場合

・　再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。対象児童・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる。

・　再調査後には改めて対象児童・保護者、関係児童・保護者への説明と文部科学省への告を行う。

(5)　調査結果の公表

・　公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表する。

８　他の児童、他の保護者、地域、マスコミへの対応

(1)　他の児童への対応

・　児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて心理や福祉等の専門家と連携する。

(2)　他の保護者への対応

・　ＰＴＡ役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

(3)　地域住民への対応

・　地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意を持って対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

（例）電話対応者を教頭とし、電話の内容を主幹教諭がメモをとる。

(4)　マスコミや報道機関への対応

・　マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、学校の設置者（附属学校室）の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(5)　対応記録

・　調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

９　調査結果を踏まえた対応

(1)　対象児童

・　対象児童には、心のケア、安心した学校生活を送ることができるよう必要な支援を継続する。対象児童に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行う。

(2)　いじめを行った児童

・　いじめを行った児童には、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応する。

・　当該児童が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、当該児童や保護者に対し、心理や福祉等の専門家により適切な支援を行うことや、児童生徒等の福祉に関する相談・支援を要する場合におけるこども家庭センター等、関係機関等による支援につなげる。

・　調査結果を踏まえ、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは所轄警察署等と連携して対処する。

(3)　再発防止策の実施

・　調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

Ⅲ　その他の重要事項

１　関係機関との連携

必要に応じて、組織的な指導体制に、心理や福祉等の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等を加え、より実効的ないじめの問題の解決に資するとともに、児童の心のケアを図る。

(1)　専門家（教育相談を中心に）の活用

①　ＳＣ（２名、毎週月、火、金）の積極的活用

(2)　公的機関との連携と情報の共有化

①　仙台市

・　Ｓ―ＫＥＴ（仙台市いじめ等相談支援室）TEL　0120-303-836

・　仙台市児童相談所　TEL　022-718-2580

・　宮城県中央児童相談所（まなウェルみやぎ内）TEL　022-784-3583

・　仙台市発達相談支援センター（アーチル）TEL　022-375-0110

②　その他

・　宮城県こども総合センター

・　法務省人権擁護局

(3)　警察

①　所轄の警察署

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、所轄の警察署と連携・相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

・　仙台中央警察署　TEL　022-222-7171　　・　仙台北警察署　TEL　022-233-7171
・　仙台南警察署　　TEL　022-246-7171　　・　仙台東警察署　TEL　022-231-7171

(4)　学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるように、附属学校間、近隣の小学校とこれまで以上の連携協力体制を整え、事案・措置等の情報の共有化を図る。

①　附属学校　　附属幼稚園、附属中学校、附属特別支援学校

②　仙台市小学校長会青葉東地区校長会

２　学校評価・教員評価【資料８】

(1)　学校評価

・　いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(2)　教員評価

・　いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

３　「学校いじめ基本方針」の周知と見直し

(1)　「学校いじめ防止基本方針」の周知と説明

「学校いじめ防止基本方針」は、教職員、児童、保護者、地域住民、その他関係者に周知を図る。周知に当たっては、ＨＰ等への掲載等の方法により、保護者、地域住民、その他関係者が容易に確認できるようにする。児童、保護者に対しては、入学時や年度初め、学校説明会、学年・学級懇談会等の機会を捉えて、直接周知や説明を行う。

(2)　不断の見直し

いじめ問題対策委員会を中心に、学校評価・教員評価を生かしたＰＤＣＡサイクル、実際のいじめ対応の取組におけるＰＤＣＡサイクルを機能させ、不断の見直しを行い、実効性の高い取組を目指す。

平成２６年　３月２５日　　制定
令和　７年　４月　１日　一部改正
令和　７年　５月３１日　一部改正
令和　７年　８月　１日　一部改正
令和　８年１０月１５日　一部改正

【根拠資料】

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年９月２８日）
「いじめの防止等のための基本的な方針」平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定
（最終改定 平成２９年３月１４日）
「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）」（令和６年８月　３０　日）
「いじめ防止対策の更なる強化等について（事務連絡）」（令和６年１２月２５日）
「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）」（令和７年３月６日）
「国立大学附属学校におけるいじめ防止基本方針の見直しの留意点」（令和７年６月３０日）

別紙

宮城教育大学附属小学校いじめ問題対策委員会規程

（設置）

第１条　深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの防止と解決のための総合的な対策の推進を図るため、宮城教育大学附属小学校いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第２条　対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

一　いじめ問題の総合的対策の基本方針の策定や修正に関すること

二　いじめの実態把握に関すること

三　学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること

四　その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

（構成）

第３条　対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

一　委員長は校長、副委員長は教頭をもって充てる。

二　委員は、主幹教諭、研究主任、指導部長、養護教諭をもって充てる。必要に応じて、当該学年教員、ＳＣ等のほか、弁護士、臨床心理士等の第三者の出席を求めることができる。

三　対策委員会は、委員長が招集し主宰する。

（対策委員会の開催）

第４条　対策委員会は、必要な場合に開催する。

（事務局）

第５条　対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するために事務局を置く。

一　事務局は、指導部をもって充てる。

二　事務局長は、指導部長をもって充てる。

（関係者の出席）

第６条　委員長は、必要があると認めた場合に、対策委員会にＰＴＡや学校評議員、地域の方や関係諸機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるととする。

付則　この規定は、平成２６年４月　１日から施行する。

付則　　令和７年　５月３１日　　一部改正

資料１

いじめに係る教師用・学校用チェックシート例

１　いじめ発見のためのチェックシート例（教師用）

名前

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。	
	グループ活動で孤立しがちである。	
休み時間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。	
	グループから外れて一人ぽつんとしており、沈みがちになっている。	
給食時間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清掃時間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰りの会	特定の児童の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	
部活動等	一人で準備や片付けをさせられる。または、休憩中一人でいる。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。	
	特定の児童にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない、けがや汚れがある。	

２　いじめ問題に対する日常の取組チェックシート例（学校用）

名前

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝える、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
	児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。	
	児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。	
早期発見・早期対応	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童達を複数の目で見る等、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
指導体制	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
学校外連携	ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等を伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

３　いじめを認知したときの対応チェックシート例（学校用）

名前

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができている。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
ＰＴＡと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組めている。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組めている。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

【学校用】いじめ対応セルフチェックシート

名前

校長・教頭は、以下の項目について、「はい」の場合はチエック「✔」を入れてください。チェックできなかった項目については速やかに実施できるよう校内体制を整えてください。

＜基本認識など＞

1□　全教職員で、いじめは重大な人権侵害であるという認識を共有する機会を年に１回以上持っている。

2□　いじめとはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を全教職員が理解していることを確認している。

3□　全教職員が、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っているか、確認している。

4□　全教職員で、学校の「いじめ防止基本方針」の内容を確認・見直しする機会を年に１回以上持っている。

5□　全教職員で、「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行できるよう毎年確認する機会を設けている。

6□　いじめを発見し、また相談を受けた場合、一人で抱え込まず速やかに情報を共有し、組織で対応することを全教職員が理解できているか確認する機会を設けている。

＜未然防止＞

7□　「いじめは決して許されない」ことを日常的に発信し、児童生徒に対して傍観者とならず、いじめをやめさせる行動の重要性について理解させる機会を設けている。

8□　教職員の言動が、児童生徒を傷つけ、いじめを助長することのないような指導のあり方について共通理解を図る機会を設けている。

いじめに関する以下の取組について学校の年間計画に位置づけている

9□　全教職員が参加するいじめにかかる研修会

10□　児童生徒が主体的にいじめについて考える活動

11□　コミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり

12□　ネット上でのいじめ等、携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方についての取組

＜早期発見＞

13□　児童生徒の変化等を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの定義に照らして積極的にいじめを認知することを全教職員が理解しているか確認できている。

14□　アンケートや個人面談等、児童生徒がいじめを訴えやすいよう、学校として実施方法の配慮や工夫をしている。

15□　アンケート結果の共有方法や保存方法、結果の検証や組織的な対処について、全教職員が理解しているか確認できている。

＜発生時の対応＞

16□　被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することを全教職員が理解しているか確認できている。

17□　いじめ事案について、学校いじめ対策組織に報告しなければならないことを全教職員が理解しているか確認できている。

18 □ 学校いじめ対策組織において、いじめの事実についてアセスメントを行い、対応方針を決定している。

19 □ いじめに係る情報の記録として、聞き取るべき内容、その順番や場所、時間や方法等を通じて事実関係の確認することを全教職員が理解しているか確認できている。

20 □ いじめの対応について、関係機関・専門機関と連携できる学校体制をつくっている。

21 □ 全教職員が各種団体や地方公共団体等のいじめに係る相談窓口の知識があり、児童生徒や保護者に紹介することができるか確認できている。

22 □ いじめの解消についての共通理解を図り、解消に至った場合でも、再発防止のため日常的に観察していくことを全教職員が共通理解しているか確認できている。

23 □ 全教職員が、被害者側・加害者側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応することを共通理解しているか確認できている。

＜重大事態への対応＞

24 □ 全教職員に、どのような事態が「重大事態」にあたるかを教職員で共通理解をはかる機会を設けている。

25 □ 管理職を中心に、いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などを理解している。

【教員用】いじめ対応セルフチェックシート

名前

それぞれの項目について、「はい」と答えられれば、「✔」（している・できている）を入れてください。「✔ 」の入らなかった項目については、見直しを図っていきましょう。

＜基本認識など＞

1□　いじめは重大な人権侵害であるという認識を持っている。
2□　いじめとはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
3□　「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っている。
4□　学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。
5□　「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行している。
6□　気になることがあったときには、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に相談している。
7□　「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
8□　いじめにかかる研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。

＜未然防止＞

9□　「いじめは決して許されない」ことを様々な機会に子どもに発信している。
10□　いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
11□　コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
12□　携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
13□　自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。

＜早期発見＞

14□　すべての子どもの気持ちや状況を把握する工夫をしている。
15□　子どもの小さな変化や気になる言動をいじめではないかと考え、積極的に認知している。
16□　子どもが相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
17□　情報（アンケートの結果等）を他の教員等と共有し、適切に保管している。

＜発生時の対応＞

18□　被害を受けている子どもの気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
19□　いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、迅速に組織で対応している。
20□　いじめの訴えから、事実の調査をする際、情報収集すべき内容（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように等）を理解している。
21□　聞き取りなどを行う際、子ども個別の事情やその場の状況等を配慮している。
22□　いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
23□　被害側･加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応している。

＜重大事態への対応＞

24□　どのような事態が「重大事態」にあたるかを理解している。
25□　いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などについて理解している。

資料２　　（上学年用）

自分がされて嫌なことは相手にもしない、
自分がされてうれしいことを相手にもしよう
～いじめはしない、させない、許さない～

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第７１号）が施行されました。この法律には、以下のことが書かれています。

（定義）
第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめの禁止）
第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。

⇩

つまり「いじめ」とは、「行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているもの」
「どの人も、いじめを行ってはならない」
と、<u>法律</u>で決められています。

⇩

【いじめの例】
① 冷やかす、からかう
② 悪口やおどし文句、嫌なことを言う
③ 仲間はずれにする、集団で無視する、陰で悪口を言う
④ 軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたく、ける
⑤ ひどくぶつかる、ひどくたたく、ひどくける
⑥ お金や物をおどし取る、おどし取ろうとする
⑦ お金や物をかくす、盗む、壊す、捨てる
⑧ 相手が嫌なことや恥ずかしいと思うこと、危険なことをする、させる
⑨ 「パシリ」のようなことをさせる
⑩ パソコンや携帯電話で、悪口等をまわす、むりやり何かを強要する　　等

①～⑩のような行為をされたことにより、心身に苦痛を感じたり、学校に来るのがこわくなったりすると「いじめ」となります。これらの行為は決して許されません。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるものもあります。その場合は警察と連携して対応に当たります。

♡「自分がされて嫌なことは相手にもしない、自分がされてうれしいことは相手にもする」
♡「いじめはしない、させない、許さない」

このことを守り、互いに安心して過ごすことができる、楽しい学校にしていきましょう。

自分がいじめられていると感じたときや、いじめを見たときは・・・
〇おうちの人や話しやすい先生に伝えましょう。
〇学校生活アンケートに正直に書きましょう。

じぶんがされていやなことはあいてにもしない、
じぶんがされてうれしいことをあいてにもしよう
～いじめはしない、させない、ゆるさない～

「いじめとは、された人が、こころやからだがきずついている、くるしい、学校にくるのがこわいなどとかんじているもの」
「どの人も、いじめをおこなってはならない」
と、ほうりつできめられています。

⇩

【たとえば、このようなおこないがいじめです】

① ひやかす、からかう
② わるロやおどしもんく、いやなことをいう
③ なかまはずれにする、しゅうだんでむしする、かげでわるロをいう
④ かるくぶつかる、あそぶふりをしてたたく、ける
⑤ ひどくぶつかる、ひどくたたく、ひどくける
⑥ おかねやものをおどしとる、おどしとろうとする
⑦ おかねやものをかくす、ぬすむ、こわす、すてる
⑧ あいてがいやなことやはずかしいとおもうこと、きけんなことをする、させる
⑨ 「パシリ」のようなことをさせる
⑩ パソコンやけいたいでんわで、わるロなどをまわす、むりやり何かをさせる など

①～⑩のようなことをされたことにより、こころとからだがきずついている、くるしいとかんじる、学校にくるのがこわいとかんじると、「いじめ」になります。いじめはけっしてゆるされません。

いじめの中には、「はんざいこうい」としてとりあつかわれるものもあります。そのばあいはけいさつとれんけいしてたいおうにあたります。

♡「じぶんがされていやなことはあいてにもしない、
じぶんがされてうれしいことはあいてにもする」
♡「いじめはしない、させない、ゆるさない」

このことをまもり、たがいにあんしんしてすごすことができる、たのしいがっこうにしていきましょう。

じぶんがいじめられているとかんじたときや、いじめを見たときは・・・
○おうちの人やはなしやすい先生につたえましょう。
○がっこうせいかつアンケートにしょうじきにかきましょう。

資料３

【附属小学校いじめ防止プログラム】

【附属小学校いじめ防止基本方針より】

４　いじめ未然防止に関する取組

(1)　学校全体でのいじめについての共通認識、共通理解
(2)　地域や家庭との連携
(3)　いじめに向かわない態度・能力の育成
(4)　いじめが生まれる背景と指導上の注意
(5)　自己有用感や自己肯定感を育む
(6)　児童が自らいじめについて学び、取り組む
(7)　インターネットを通じて行われるいじめ防止対策
(8)　「附属小学校いじめ防止プログラム」（いじめ対策年間指導計画）の作成

１　通年実施

(1)　「学校生活のアンケート（記名式）」の実施と面談によるいじめの実態把握

①　「学校生活のアンケート（記名式）」の実施と聴き取り

・　児童に対し「学校生活のアンケート（記名式）」（原則月１回第３週）を実施する。
・　アンケート実施後、アンケート結果内容を基に聴き取り調査を行う（気になる回答があった児童に対して、アンケート実施後５日以内）。

ア　児童に対し Google フォームで「学校生活のアンケート（記名式）」を実施する。

⇩

イ　アンケート実施後、アンケート結果内容を基に聴き取り調査を行う（気になる回答があった児童に対して、アンケート実施後５日以内）。アンケート結果内容に応じて、担任または担任ではない他の教員が聴き取りを行う。担任ではない他の教員として、まずは学年の教員が行う。
※　年２回（７月と２月）は詳細アンケートを実施し、児童全員に対して面談を行う。

⇩

ウ　アンケート結果と聞き取り調査を基に、報告すべき内容を専用のスプレッドシート「いじめ防止・早期発見一覧」へ記入する（聴き取り後、１週間以内）。
※　「スプレッドシート「いじめ防止・早期発見」の活用について」参照

⇩

エ　「いじめ防止・早期発見一覧」を基に、いじめ問題対策委員会の事務局長である指導部長、並びに学年主任等が今後の指導に役立てるとともに管理職に報告する。いじめと思われる事案の場合は疑いの段階で、定期を待たずにいじめ問題対策委員会を開き、対応を協議する。

②　面談

・　年２回（７月と２月）は児童全員に対して面談を行う。

(2)　いじめの防止に係る会議の設定

①　定期的な情報共有の場の設定

・　学年会（週１回）や運営委員会・職員会議（月１回）、いじめ問題対策委員会事務局会（指導部会・月１回）、いじめ問題対策委員会（月１回）を定期的に開催し、気になる児童の情報共有を行う。

②　適時設定

・　いじめに係る情報を得たときはすぐにいじめ問題対策委員会事務局会に報告し、速やかにいじめ問題対策委員会を開催する。

２　年間プログラム（「１　通年実施」以外）■：教職員間の活動　○：児童、教師、保護者の活動

月	活動計画		留意点等
４月	■　学校間や学年間の情報交換と指導記録の引継 ■　「学校いじめ防止基本方針」の確認、いじめの防止等に係る共通理解 ■　児童に関する情報共有会の開催 ■　特別支援全体会の開催 ○　春休み明けの児童の変化の把握 ○　いじめを絶対に許さない学校づくりの表明（校長） ○　相談窓口の紹介 ○　学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり、目標設定 ○　たてわり活動（自己紹介、１年生を迎える会の準備、１年生迎える会）での異年齢交流 ○　保護者への「学校いじめ防止基本方針」、いじめの防止等についての説明と啓発	引継会、学年会、職員会議等 始業式等 学級活動等 ＰＴＡ総会、学校説明会、学年・学級懇談会、授業参観等	・　気になる児童の情報を共有する。 ・　いじめや人間関係を把握する。 ・　児童の変化を確認する。 ・　いじめの防止等に本気で取り組むことを確認する。
５月	■　特別支援委員会の開催 ○　大型連休明けの児童の変化の把握 ○　行事等（運動会、修学旅行等）を通した人間関係づくり ○　たてわり活動（たてわり清掃）での異年齢交流		・　児童の変化を確認する。
６月	■　学校評議員会の開催 ■　教育実習Ⅰ、Ⅱの実施 ○　お話集会（校長）の実施 ○　たてわり活動（遊び）での異年齢交流 ○　話合い活動「学級の諸問題」	 学級活動	・　６月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
７月	■　特別支援委員会の開催 ■　いじめの防止等の校内研修 ■　学校内部評価の実施 ○　たてわり活動（遊び）での異年齢交流 ○　個人面談（全員）		・　いじめの防止等について理解を深める。 ・　いじめの防止等の取組を点検・改善する。

8月	○　夏休み明けの児童の変化の把握		・　児童の変化を確認する。
9	○　お話集会（教頭）の実施 ○　たてわり活動（たてわり清掃）での異年齢交流		
10月	○　たてわり活動（遊び）での異年齢交流 ○　行事等（宿泊活動等）を通した人間関係づくり		
11月	■　特別支援委員会の開催 ○　行事等（合唱の会）を通した人間関係づくり ○　たてわり活動（遊び）での異年齢交流 ○　話合い活動「学級の諸問題」 ○　公開発表会の実施	学級活動	
12月	○　人権週間（人権意識啓発活動） ○　行事等（合唱の会等）を通した人間関係づくり ○　たてわり活動（たてわりロングの準備、実施）での異年齢交流 ○　学校評価の実施（児童・保護者アンケート） ○　個人面談（希望者）		・　人権感覚を高める。 ・　いじめの防止等の取組を点検・改善する。
1月	○　冬休み明けの児童の変化の把握 ○　たてわり活動（たてわり引継ぎ式）での異年齢交流 ○　公開研究会の実施		・　児童の変化を確認する。
2月	○　保護者へのいじめの防止等についての説明 ○　話合い活動「学級の諸問題」 ○　たてわり活動（遊び）での異年齢交流	学校評価説明会、学年・学級懇談会、授業参観等 学級活動	
3月	■　特別支援委員会の開催 ■　記録の整理、引継資料の作成 ■　小中連絡会の開催 ■　学校いじめ防止基本方針の検討 ■　学校いじめ防止プログラムの検討 ○　たてわり活動（６年生を送る会）での異年齢交流 ○　今年度の振り返り、成長の実感、感謝 ○　次年度への期待	学級活動	・　いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐ。

「学校生活のアンケート（記名式)」

１　**目的**　いじめの未然防止と早期発見

２　**対象**　全校児童

３　**実施時期**

原則月１回第３週実施。このうち７月と２月の年２回は「生活と心の健康アンケート」として詳細アンケートを実施し、児童全員と面談を行う。

４　**方法**　Google フォーム

５　**アンケート内容**

このアンケートは、皆さんが、毎日楽しく安心して学校で生活できるように行います。
当てはまるところを選んで答えてください。

（学年組・名前記入）

１　学校は楽しいですか。
□楽しい　□ふつう　□楽しくいない

２　今、先生に相談したいことがありますか。
□ある（担任の先生）　□ある（担任以外の先生）　□ない

３　今、誰かにいじめられていますか。
□はい　□いいえ　□答えられない

４　このごろ、誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたことはありますか。
□はい　□いいえ　□答えられない

５　朝ご飯を食べていますか。
□ほとんど毎日食べる　□週に４、５回は食べる
□週に２、３回は食べる　□ほとんど毎日食べない

６　朝ご飯に何を食べることが多いですか。当てはまるものを全て選びましょう。
□ご飯、パン、シリアル、麺類等（ふりかけご飯、ジャムやバターつきのパンを含む）
□肉、魚、卵、ハム、大豆（納豆や豆腐）のおかず「
□野菜のおかず
□汁物（スープ、味噌汁等）
□果物
□ヨーグルト
□その他

６　**アンケート内容**「生活と心の健康アンケート」（詳細アンケート）

このアンケートは、皆さんの生活や心の健康について考えるためのものです。
記入した内容のひみつは守りますので、きちんと記入してください。

（学年組番・名前記入）

1　学校は楽しいですか。
□楽しい　□どちらかというと楽しい　□あまり楽しくいない　□楽しくない

2　それはどうしてですか。（　　）

3　今、心や体の調子はどうですか。あてはまるものすべてを選びましょう。
□調子がよい　□まあまあ調子がよい　□元気がある　□元気が出ない
□やる気がおこらない　□頭がぼうっとする　□疲れている　□お腹が痛い
□頭が痛い　□気持ちが悪い　□いらいらする
□その他（　　）

3　今、心配なことや悩んでいることはありますか？
□ない　質問７へ　□ある　質問４へ

4　それはどんなことですか。
□勉強のこと　□友達のこと　□先生のこと　□家族のこと
□自分の健康（体）のこと　□　自分の性格のこと
□その他（　　）

5　そのことをだれかに相談しましたか。
□話していない　質問７へ　□話した　質問６へ

6　だれに話しましたか。あてはまるものすべてをえらびましょう。
□担任の先生　□家族　□友達　□その他（　　）

7　今の学年になって、いじめを見たり、話を聞いたりしたことがありますか。
□ない　□ある

8　今の学年になって、いじめられたことがありますか？
□ない　質問１４へ　□ある　質問９へ

9　どんないじめをされましたか。
□からかい、悪口、いやなことを言われた　□仲間はずれや、無視をされた
□軽くたたかれたりけられたりした　□強くたたかれたりけられたりした
□お金や物をわたすように言われたり、とられそうになった
□お金や物をとられたり、かくされたり、こわされたりした
□いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした
□パソコンや携帯電話・スマートフォンで悪口を言われたり、いやなことをされたりした

１０いじめられてどうしましたか。　学校は楽しいですか。
□やり返した　□やめるように相手に言った　□がまんした　□何もしていない
□その他（　　）

１１そのことをだれかに相談しましたか。
□話していない　質問１３へ　□話した　質問１２へ

１２誰に話しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。
□担任の先生　□保健室の先生　□スクールカウンセラー　□家族　□友達
□その他（　　）

１３そのいじめはどうなりましたか。
□なくなった　□今も続いている

１４家で食事の準備がされていないために食事をしないことが何回もありますか。
□ない　□ある

１５何の理由もなくおうちの人からたたかれることが何回もありますか。
□ない　□ある

資料４

いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがらない。		
	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあったりする。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をすると強く否定する。		
家庭での様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
	なかなか寝付けない。		

資料５

【聴き取り用紙】　　NO.（　　）

聴き取り実施日：令 和　　年　　月　　日

時間：　　時　　分から

　　時　　分まで

聴き取り者：

聴き取り者：

記録者：

聴き取り対象児童　　年　　組　　氏名

この時点での□いじめを受けた児童　　□いじめを行った児童　□それ以外の関係児童

（いじめの疑いも含む）

①いつ	令和　　年　　月　　日（　　） 時間帯	②誰が （加害者等）	
③どこで （場所）			
④なぜ 原因・動機			
⑤誰と （複数）			
⑥誰に対し （被害者等）			
⑦どんなことを したのか されたのか 見たのか 関わったのか （時系列） ※　書き切れない時は裏面のメモ欄へ記載		図（位置関係） 被害○加害△その他□	
⑧その他			
学校での対応 （方針）			

【聴き取り用紙】　　NO.（　　）

	メ　モ

資料６【文部科学省 HP より】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（ｐ６～７参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	□
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	□
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	□
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第２項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと　など	□
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	□
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	□
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	□
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	□
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

●**学校の設置者における平時からの備え（ｐ７～８参照）**

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	□
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	□

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（ｐ16～17参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		□	
報告内容	学校名	□	
	対象児童生徒の氏名、学年等	□	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	□	
	その他（　　）	□	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		□	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		□	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長		□	
報告内容	学校名	□	
	対象児童生徒の氏名、学年等	□	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	□	
	その他（　　）	□	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		□	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		□	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（ｐ18参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		□	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	□	
	教育相談の記録	□	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	□	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	□	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	□	
	その他（　　）	□	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		□	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		□	

◆報道等への対応（ｐ19参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	□	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（ｐ25参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	□	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	□	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	□	
説明時の録音の有無を確認した。	□	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	□	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（ｐ26～27参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下１号重大事態）。 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下２号重大事態）。	□
１号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	□
重大事態として認めた時期について説明した。	□
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	□
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	□
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	□
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	□
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	□
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	□
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	□
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	□
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	□

⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	□
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	□
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	□
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	□
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	□
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	□
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	□

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（**p 27～29参照**）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	□
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	□
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	□
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	□
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	□
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	□
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	□
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	□
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	□
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	□
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	□

事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	□
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	□
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	□
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	□
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	□
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	□
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	□
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	□
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	□
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	□

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p 29参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	□	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	□	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	□	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	□	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	□	

◆**対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（ｐ30参照）**

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	□	

説明日：

●**関係児童生徒・保護者に対する説明等（ｐ30参照）**

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	□
調査に関する意見を聴き取った。	□
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	□
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	□
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第２条第１項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	□

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（ｐ31参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		□	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	□	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	□	
	調査方法やスケジュール	□	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	□	
	調査結果の公表の有無、在り方	□	
	その他 （　　）	□	
		□	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		□	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（ｐ31～32参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		□	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		□	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	□	
	学校いじめ防止基本方針	□	
	年間の指導計画	□	
	学校に設置される各委員会の議事録	□	
	過去のアンケート、面談記録	□	
	その他 （　　）	□	
		□	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		□	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		□	
実施した事項	教職員からの聴き取り	□	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	□	
	学校以外の関係機関への聴き取り	□	
	その他 （　　）	□	
		□	
		□	
事実関係を整理した。		□	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		□	
報告書の作成、取りまとめをした。		□	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	□
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	□
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	□
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	□
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	□
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	□
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	□
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	□

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	□
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	□
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	□

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

説明日：

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（ｐ39～40参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	□
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	□
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	□
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	□
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	□
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	□

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（ｐ40参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	□
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	□
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	□

●地方公共団体の長等への報告及び公表（ｐ40・43参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	□	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	□	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	□	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	□	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	□	

資料７

いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

１ 申立日　　令和　　年　　月　　日

２ いじめを受けた児童生徒に関する情報

学校名		学年・組	年　　組
児童氏名		保護者氏名	

３ いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックしてください。）

１号重大事態

□ 生命に重大な被害が生じた疑いがある
□ 心身に重大な被害が生じた疑いがある
□ 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無	□有 □無	（有の場合） 診断名	

警察への被害届 提出の有無	□有 □無	提出先 （警察署名）	

２号重大事態

□ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

欠席の状況	

※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

(2) いじめの概要等

時 期	いじめの概要

※発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等が分かるように記載願います。

4　調査に関する希望（該当するもの全てにチェックしてください。）

聴き取りをしてほしい児童生徒等

□ いじめを行った児童生徒

□ その他関係する全ての児童生徒（クラス、学年、全校生徒等）

□ 関係する全ての教職員

□ その他

具体の児童生徒名等

5　調査への協力可否（協力が可能な場合は、チェックしてください。）

□ いじめを受けた児童生徒からの聴き取り

□ いじめを受けた児童生徒保護者からの聴き取り

6　その他要望

令和　　年　　月　　日 申立者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【参考】

重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的 とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同 種の事態の発生防止を図るものである。

※ なお、調査は、関係者の任意の協力のもとで行うものであり、事実関係を全て明らかにすることが難しい場合もある。

資料８　評価の進め方

学校関係者評価委員会へ	学校（いじめ問題対策委員会）	児童・保護者等へ
○取組の方針等の説明 ・年間計画 ・重点目標 ・評価項目 ・評価方法等	**【ＰＬＡＮ】４月** **○今年度の計画作成** ・　学校いじめ防止基本方針、いじめ防止プログラムの確認 ・　重点目標の設定 ・　目標達成に必要な評価項目・指標等の設定	○計画等の周知
○授業・学校行事等の参観、校長との意見交換	**【ＤＯ】４月～** **○取組の実施** ・授業、学校行事等 ・校内研修会、アンケートの実施等	○授業、学校行事の公開等
○中間評価の結果について評価	**【ＣＨＥＣＫ１】７月** **○実施状況の学校内部評価（教員評価）** ・中間自己評価 ・必要に応じて見直し	
	【ＣＨＥＣＫ２】１２月 **○実施状況の学校内部評価（教員評価）** **評価結果を踏まえた改善方策の取りまとめ** ・最終自己評価 ・改善の方策案	○児童、保護者等を対象にしたアンケート実施（１２月）
○自己評価の結果と改善方策について評価	**【ＡＣＴＩＯＮ】１～３月** **○学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し** ・　自己評価の結果等の公表 ・　次年度の計画等に反映 ・　学校いじめ防止基本方針、いじめ防止プログラムの見直し	○自己評価・学校関係者評価の結果と改善方向について、保護者・地域住民等に公表する。